

第1回津島市行政改革有識者会議

日時 平成30年10月5日（金）

午後2時から

場所 市役所5階 第1委員会室

1 開会

2 委員委嘱

3 市長あいさつ

4 委員紹介

5 座長及び座長職務代理者の選出について

座長 _____

座長職務代理者 _____

6 座長あいさつ

7 行政改革推進事業について

8 諮問

津島市公共施設等適正配置計画案について

9 議題

(1) 津島市公共施設等適正配置計画（案）について

(2) 今後のスケジュールについて

10 その他

次回 平成30年11月13日（火）午後2時

11 閉会

津島市行政改革有識者会議委員名簿

(敬称略、50音順)

氏 名	所 属 職 業
大矢知 哲 也	公認会計士
奥 野 信 宏	名古屋都市センター長
加 藤 義 人	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社執行役員
川 上 敦 子	弁護士
齊 藤 由里恵	椙山女学園大学現代マネジメント学部准教授

津島市行政改革推進要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市の深刻な財政状況を踏まえ、財政の健全化及び行政運営の効率化を図るために必要な行政改革を推進し、もって市民本位の行政の具体化に資することを目的とする。

(市長の指示)

第2条 市長は、行政改革の推進について検討すべき重要事項があるときは、行政改革庁内検討会議（以下「庁内検討会議」という。）の開催を指示するものとする。

(庁内検討会議)

第3条 庁内検討会議においては、前条の規定により市長が指示した行政改革の推進に関する重要事項（以下「指示事項」という。）に関し、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 調査及び研究に関すること。
- (2) 事前説明会及び意見広聴会の調整に関すること。
- (3) その他行政改革の推進に関すること。

2 庁内検討会議には、市長公室企画政策課、総務部財政課その他指示事項に係る部署の長又はその所属職員が出席するものとする。

3 会議における議長は、前条の規定による市長の指示の都度、出席者の互選により定める。

4 庁内検討会議は、市長公室企画政策課長が招集する。

(会議結果の報告等)

第4条 庁内検討会議を開催し、会議の結果その他指示事項の実現に必要な事項をとりまとめたときは、市長に報告するものとする。

2 庁内検討会議の議長は、行政経営会議の協議を経て、指示事項の実現に必要な行政改革の素案を市長に報告するものとする。

(有識者会議への諮問)

第5条 市長は、必要に応じて、指示事項に関する行政改革の実施について、津島市行政改革有識者会議（以下「有識者会議」という。）に諮問することができる。

2 有識者会議の設置及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(事前説明会及び意見広聴会)

第6条 市長は、有識者会議に諮問したときは、その内容を市民に説明するため、事前説明会を開催するとともに、意見広聴会を開催し、あらかじめ募集した意見表明者の意見を徴するものとする。

(有識者会議の答申)

第7条 有識者会議は、意見広聴会において聴取した意見を踏まえて、改革案につい

て調査審議を行い、市長に答申するものとする。

(改革案の実行)

第 8 条 市長は、有識者会議の答申を尊重し、市の行政改革の方針を決定する。

2 前項の方針に基づく行政改革の施策は、期間を定めて、実施するものとする。

3 行政改革の施策の実施に当たっては、適切に進捗管理を行い、その進捗状況を公表するとともに、実施期間を満了したときは、その成果を公表するものとする。

附 則

この要綱は、平成30年6月28日から施行する。

津島市行政改革有識者会議設置要綱

(設置)

第1条 津島市行政改革推進要綱（平成30年6月28日施行）第5条第2項の規定に基づき、津島市行政改革有識者会議（以下「有識者会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 有識者会議は、市長の諮問に応じ、市の行政改革の推進に関する重要事項を調査審議する。

(組織)

第3条 有識者会議は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、行政改革に関し学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(座長)

第4条 有識者会議に座長を置き、委員の互選により定める。

- 2 座長は、会務を総理し、有識者会議を代表する。
- 3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 有識者会議は、座長が招集する。

- 2 有識者会議においては、座長が議長となる。
- 3 有識者会議は、座長（座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する者）及び半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 有識者会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴取することができる。

(庶務)

第6条 有識者会議の庶務は、市長公室企画政策課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年6月28日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初に開く有識者会議の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

行政改革推進事業について

1 事業の目的・概要

本市の厳しい財政状況を乗り越え、行政運営を持続していくため、ひと・もの・ことの改革（行政改革）を進めます。

行政改革推進事業では、有識者から提言・助言をいただく有識者会議、市民に本市の実情、改革案等を説明する事前説明会、市民から意見をいただく意見広聴会を開催し、市民から聴取した意見や有識者の知見をふまえ市の方針を決定していきます。

2 行政改革推進事業における会議等の役割・内容

(1) 庁内検討会議

構成：市職員（市長公室企画政策課、総務部財政課その他指示事項に関係する部署の長またはその所属職員）

役割・内容：行政改革の取組事項に関する調査及び研究に関すること。
事前説明会及び意見広聴会の調整に関すること。
その他行政改革の推進に関すること。

(2) 行政経営会議

構成：市長が主宰し、副市長、教育長、市長公室長、総務部長、市民生活部長、健康福祉部長、建設産業部長、会計管理者、市民病院事務局長、上下水道部長、消防長、教育委員会事務局長、議会事務局長その他市長が指名する職員

役割・内容：全市的な課題の解決及び施策の実施についての責任をもつ。
市政運営の基本方針及び重要施策に関する市長の意思決定の補助その他庁内における意思決定の協議を行う。

(3) 津島市行政改革有識者会議

構成：有識者5名

役割・内容：市長の諮問に応じ、市の行政改革の推進に関する重要事項について調査審議する。
意見広聴会において聴取した意見を踏まえて、改革案について調査審議を行い、市長に答申する。

(4) 事前説明会

参加者：どなたでも

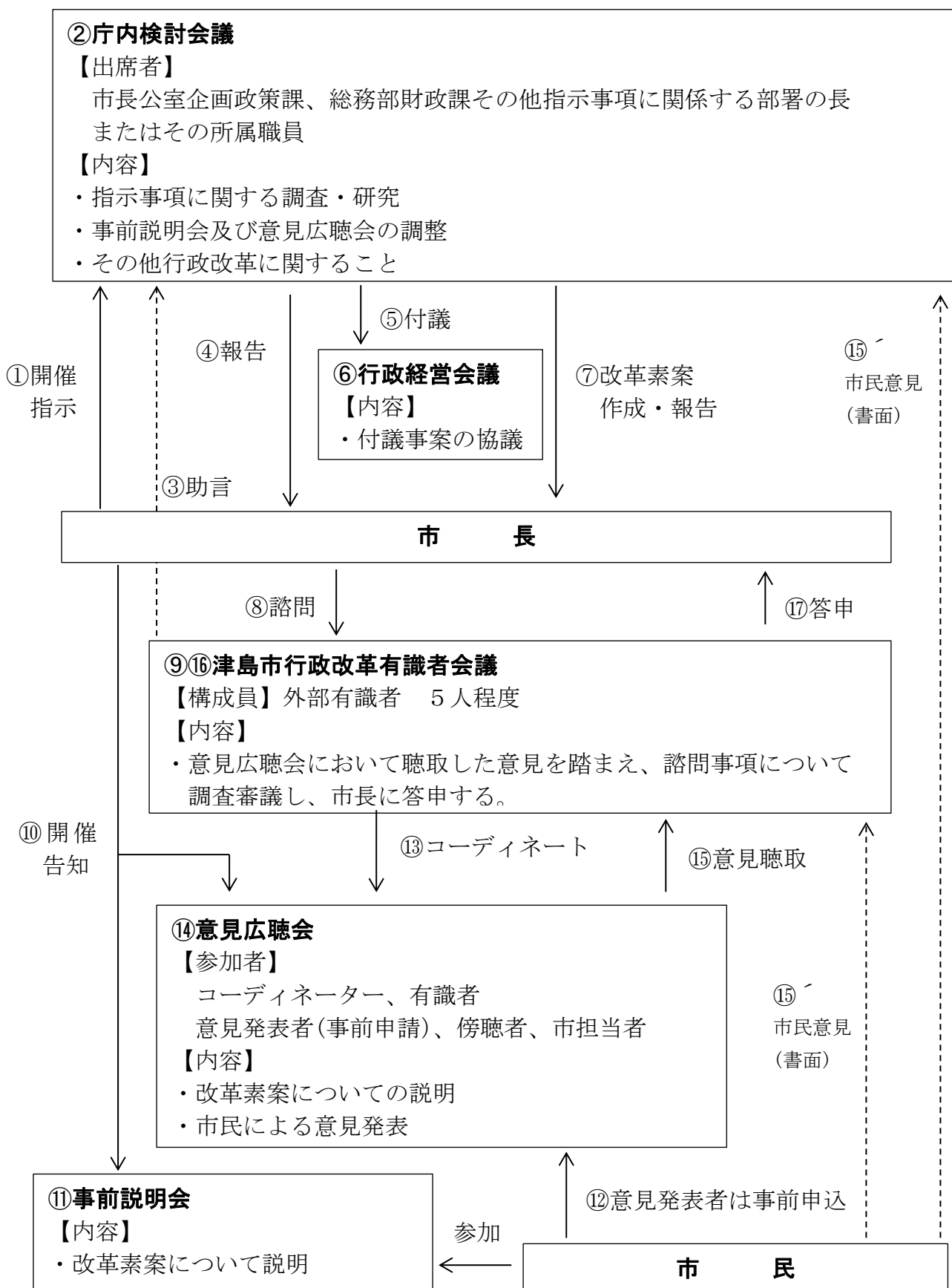
内容：行政改革の検討内容・改革案を市民に説明する。

(5) 意見広聴会

参加者：傍聴はどなたでも。

意見発表は事前説明会に参加したうえで、事前申込をした方
内容：事前説明会で説明した改革案に対する市民の意見を聴取する。

<行政改革推進フロー図>





30 津島企画第 66 号
平成 30 年 10 月 5 日

津島市行政改革有識者会議

座長 奥野 信宏 様

津島市長 日 比 一 昭



津島市公共施設等適正配置計画案について (諮問)

本市の公共施設等は、老朽化、利用形態の変化、厳しい財政状況の中での維持管理といった課題を抱えています。今後約 40 年間の公共施設等の管理に関する「津島市公共施設等総合管理計画」(平成 29 年 3 月策定)では、公共施設等の総延床面積を 31 パーセント縮減するという目標を掲げました。この目標を達成するため、公共施設等の長寿命化、集約化、民間への譲渡、廃止など具体的な方針となる「津島市公共施設等適正配置計画(案)」を策定するため、津島市行政改革推進要綱第 5 条 1 項の規定により、次の事項について諮問します。

諮問事項 津島市公共施設等適正配置計画案について

(取扱担当 市長公室企画政策課行政改革推進グループ 横井
電話 0567-55-9465 F A X 0567-24-1791)

行政改革推進事業（津島市公共施設等適正配置計画（案））について

1 事業目的・概要

本市の厳しい財政状況を乗り越え、行政運営を持続していくため、ひと・もの・ことの改革（行政改革）を進めます。

行政改革推進事業では、有識者から提言・助言をいただく有識者会議、市民に本市の実情、改革案等を説明する事前説明会、市民から意見をいただく意見広聴会を開催し、市民から聴取した意見や有識者の知見をふまえ市の方針を決定していきます。

2 取組事項：公共施設等総合管理計画の推進について

本市の公共施設等は、老朽化、利用形態の変化、厳しい財政状況の中での維持管理といった課題を抱えており、「津島市公共施設等総合管理計画」（平成28年度策定）において、公共施設を適正に維持管理するため、延床面積を31パーセント縮減する目標を掲げています。

今回、この計画を推進し、公共施設の集約化・譲渡・廃止・長寿命化など適正配置を進めるための具体的な方針となる公共施設等適正配置計画を策定するものです。

3 スケジュール

30年 7月	3日(火)	行政経営会議	市長からの適正配置計画の検討指示 今後のスケジュール等の確認
	25日(水)	施設検討部会【庁内検討会議】	適正配置計画案の検討
8月	23日(木)	施設検討部会	適正配置計画案の完成
9月	6日(木)	行政経営会議	適正配置計画案の付議
	11日(火)	議会(委員会)報告	適正配置計画案を有識者会議に諮問 することの報告
10月	5日(金)	有識者会議	適正配置計画案の諮問
	13日(土)	事前説明会 10時:生涯学習センター	適正配置計画案の市民への説明 意見広聴会での意見表明者の募集
	14日(日)	14時:図書館	
	15日(月)	19時:神島田公民館	
	20日(土)	意見広聴会 14時:文化会館	意見聴取
	21日(日)	14時:生涯学習センター	
15日(月)～ 2日(金)	書面による意見募集	意見募集(持参、郵送、FAX、メール)	
11月	13日(火)	有識者会議	諮問事項について審議し、評価・提言をまとめ、市長に答申
12月	6日(木)	行政経営会議	有識者会議の答申をふまえた適正配置計画の調整結果を報告
		議会(委員会)報告	適正配置計画について説明
31年 1月		適正配置計画の公表	HPにて公表 製本作業
		個別施設計画の策定	施設所管課において、各施設の修繕、更新、複合化、廃止等の時期を整理し作成する(～平成32年度)